

2012年1月

韓国商標審査基準等の改正について

韓国においては商標制度に関するいろいろな点が既に改正され、もしくは改正される予定ですが、今後の出願実務に関係が深い改正点も見られますので、これを次のようにご紹介します。

1. 指定商品・役務審査基準の改正

商品・役務の分類に関する国際分類（ニース分類）の第10版採用を反映して審査基準の見直しがなされ、既に今年2012年1月1日以降の出願に適用されております。

その改正の主な内容は類似群の見なおしで、これまで類似群数が324であったものが、改正後は504と激増しました。たとえば、

従前（2類似群）		改正後（4類似群）	
類似群コード	所属商品	類似群コード	所属商品
C3908	電子応用機器、電子管 コンピュータソフトウェア	C3908-01	ロボット、半導体加工機器
		C3908-02	コンピュータソフトウェア
		C3908-03	コンピュータハードウェア、
C3908B	半導体	C3908-04	半導体 / 電子応用機器

そのほか一部の商品・役務の分類変更、統合、追加などの改正がなされております。

2. 指定商品・役務の数による印紙代加算制度の復活

韓国では以前、一定数以上の指定商品・役務を願書に記載するときには追加印紙代が必要とされてきましたが、その制度は2003年に廃止されました。ところがその結果、一つの出願に極めて多数の指定商品、指定役務を記載する出願例が増えたため、印紙代追加の制度が復活し、きたる**4月1日から**再度これが実施されることとなりました。

この新しい印紙代追加の制度は次の通りです。（US\$1=1,100 ウオンで換算）

1. 一つの分類中（「一つの出願中」ではなく）の指定商品／指定役務が20個を超過する場合、超過1個ごとにUS\$2が基本料US\$51に加算される。補正後に20個を超過する結果となる場合も同じ。
2. 登録の場合も同様、一つの分類中の指定商品／指定役務が20個を超過する場合、超過1個ごとにUS\$2が基本料US\$192に加算される。
3. 更新登録の場合にも加算される。即ち、更新登録の基本料は1分類あたりUS\$282のところ、一つの分類中の指定商品／指定役務が20個を超過する場合、超過1個ごとにUS\$2が加算される。

ご覧のようにこの制度が新規出願はもとより更新出願にも適用される点にご注目下さい。即ち2012年4月1日以降に更新する登録の指定商品／指定役務が一つの分類中20個を超過する場合には超過1個ごとにUS\$2が加算されることとなります。

従って、該当する登録を更新するについては、可能であれば3月31日までに更新出願を手配することをお勧めします。またこれの手続が4月1日以降となる場合に超過印紙代の支払いを逃れるには、指定商品／指定役務の一部放棄や再出願を試みるという手段が考えられます。なお今回の審査基準改正の結果、従前よりも包括表示が認められるようになりましたので、包括表示を利用して再出願するときは指定商品／指定役務の個数を減らすことが可能となります。

3. 登録を認める商標の範囲の拡大

韓国では既に「色彩」、「ホログラム」、「動き」などを商標として認めています。これに新たに「音響」および「匂い」が追加されます。ただし原則としてこれらも使用により自他商品識別力を獲得したと判断される場合に限り商標登録が認められます。

4. 証明標章制度の導入

韓国ではわが国とは相違して、これまで商標の定義中に「証明行為につき使用するもの」が含まれていませんでしたが、これが含まれるように商標法が改正されます。

5. 専用使用権登録義務の廃止

韓国ではこれまで商標登録についての専用使用権は登録しなければ効力は発生しないとされてきましたが、商標法改正の結果、当事者間で契約を締結すれば特許庁に登録するまでもなく専用使用権は効力を発生することになり、専用使用権の登録制度そのものが廃止されます。

6. 商標権侵害事件における法定損害賠償制度の導入

商標権侵害事件において損害額の算定や立証が困難なことが少なくないところから、実損害額に代わって5千万ウォン（約350万円）以下の相当額を損害額として請求することが可能となります。なおその額の当否は裁判所が最終的に判断します。

なお上記の3～6項の法改正は韓国が目下交渉中のFTAの発効日から施行されます。

以上